



令和8年1月23日  
関 東 運 輸 局

### 一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、定期点検整備の実施違反のほか複数の違反が確認されたことから令和8年1月23日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「3日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 違反行為の概要

令和6年11月19日、同年12月19日及び令和7年2月12日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）等、合計8件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

#### 2. 処分対象事業者

- 事業者名：株式会社 完山金属
- 主たる事務所の位置：東京都八王子市館町468-2
- 代表者名：完山 一範

#### 3. 処分内容

- 処分年月日：令和8年1月23日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（東京都八王子市館町468-2）について、3日間の事業停止処分及び167日車（16両×9日、1両×23日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》  
関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、兼堀  
TEL：045-211-7249（直通）  
FAX：045-201-8804  
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

## 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年1月23日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 完山金属（代表者：完山 一範） 東京都八王子市館町468-2
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 東京都八王子市館町468-2
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分167日車
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年1月19日、同年12月19日及び令和7年2月12日に監査を実施。8件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業運輸規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (5) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (6) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (8) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 28点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 28点